

※以下は、地域主権戦略大綱や今回の公害防止計画制度の見直しを踏まえ、環境基本法等について所要の改正がなされた後に、全国統一的な基本方針を環境大臣が定めることとする場合の基本方針のイメージを示したもの。なお、公害財特法の期限が延長されるという前提で記載。

公害の防止に関する施策の実施に係る基本方針（素案）

現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域については、公害防止計画を策定することにより、総合的かつ計画的に公害の防止に関する施策を講じ、効果的に環境基準等の達成を図ることが望ましい。

公害防止計画に基づく施策の実施を効果的なものとするためには、以下の各事項を踏まえることが望ましい。

1. 公害防止計画の策定地域

環境基本法第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号は、公害防止計画策定地域の要件について、以下のいずれかに該当する地域と規定している。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
- 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

これらの要件への該当については、別紙を踏まえ判断する。

策定地域について、公害防止計画において明示する。

2. 公害防止計画の策定地域の環境の概況

公害防止計画の策定地域における環境基準等の達成状況の概況について、公害防止計画において記載する。

3. 重点的に解決を図るべき主要課題

2. を踏まえ、策定地域において重点的に解決を図るべき公害防止上の主要課題を公害防止計画において記載する。主要課題としては、当該地域において現に未達成であり、又は今後未達成となるおそれが高い環境基準等に係る公害を選定する。

4. 公害防止計画の目標

3. の主要課題のそれぞれについて、公害防止計画の期間内において達成すべき環境基準等の目標を設定する。

5. 公害防止計画の期間

公害防止計画の期間は、主要課題に係る公害防止施策の実施期間や効果が現れる期間等を踏まえつつも、社会経済状況の変化にも対応できるよう、5年以内程度を目安とする。ただし、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「公害財特法」という。）に基づく国の財政上の特別措置の対象となることを求める場合にあっては、公害財特法の期限内に限られる。

6. 公害防止施策

主要課題に係る公害防止施策について、主要課題ごとに以下を踏まえつつ記載し、取り組む。

- ① 当該地域における公害の状況についての分析評価を行う。
- ② 過去における施策の実施状況、それらの効果、問題点等の分析評価を行う。
- ③ これらを踏まえ、4. の目標達成のため、計画期間内に講じる総合的な公害防止施策について、具体的に記載する。規制等の制度的対応や自主的取組を含む幅広い施策が、公害防止対策事業と有機的に連携する形で講じられるよう、各課題に対応する施策の最適な組合せを記載する。また、計画に記載した公害防止施策の実効性を高めるため、計画期間内における施策・事業の実施場所、実施期間、当該施策・事業自体の達成目標（事業量、環境負荷削減量等）についても、可能な限り記載する。
- ④ 公害防止計画に記載する公害防止施策としては、国の関係行政機関や他の地方公共団体が実施するものも含まれうるが、公害防止計画の実効性を高めるためには、必要に応じ、こうした他の主体との調整を図って施策を立案するとともに、実施に当たっての連携体制を設けることが望ましい。

7. 公害財特法による国の財政上の特別措置を講ずるため環境大臣の同意を求める公害防止対策事業

6. の重点的に解決を図るべき主要な課題に係る公害防止施策のうち、公害財特法第2条第3項各号に掲げる事業であって、同法に基づく財政上の特別措置を講ずるために環境基本法第17条第○項に基づく環境大臣の同意を求めるものについては、その旨を明記しつつ、6. に加えて、公害防止計画においてまとめて記載する。当該事業により達成しようとする環境基準等、事業の実施場所、実施期間、事業費の見込みについても記載する。

8. 公害防止施策に係る環境保全上の配慮や他の環境保全計画との整合

公害防止計画に基づく公害防止施策の実施に当たっては、公害防止施策の実施により二次公害、自然環境保全上の支障等環境に悪影響を及ぼすことのないよう、環境保全上の配慮を徹底する。

また、公害防止計画は、国の環境基本計画を基本とするとともに、他の環境保全に係る計画等との整合が図られるよう配慮する。地方公共団体の地域環境基本計画の一部として公害防止計画を定めることも可能である。

9. 公害防止計画と諸計画との関連

公害防止計画は、対象とする地域において公害防止施策を総合的かつ計画的に推進していく上での基本となる計画であることから、当該地域における開発、環境整備、土地、水資源の利用等に係る諸計画は、公害の防止に関して、公害防止計画との調和が図られることが重要であり、公害防止計画の策定に当たっては関連諸計画との連携の確保に配慮するとともに、これら諸計画が公害防止計画と連携を図りつつ策定・推進されるよう配慮する。

10. 進行管理・分析評価

計画期間中においては、各主体の連携の下に計画の推進体制を整備し、モニタリング体制の充実により地域の環境状況の把握により一層努めるとともに、公害防止施策について、その達成目標との関連における適切な進行管理を行い、計画の効果的かつ着実な実施が図られるよう努める。

また、計画終了時点においても、施策全体の進行とその効果を整理し、計画期間内の施策の達成状況について分析評価を実施するよう努める。このとき、単に環境基準等の達成状況のみではなく、施策の実施率やこれに伴う負荷削減量の推計等様々な尺度で分析評価を行うよう努める。

公害防止計画の策定地域の要件について(案)

公害防止計画については、環境基本法第17条第1項に基づき、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について策定することができるものであるが、「公害が著しい」かどうかに関する判断基準を下記のとおり示す。

記

「公害が著しい」かどうかについては、環境基準等の超過状況を公害対策の必要性の観点から市区町村ごとに下表により評価した上で、その評価点数の合計が原則9点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

その際、次の事項に留意することとする。

- ①最新年度の測定データに基づき評価することを基本としつつ、各年の気象条件や測定値のトレンド等を勘案して的確に評価する。
- ②地下水の水質汚濁及び土壌汚染については、汚染の広がりや有害物質の曝露経路等を踏まえ評価する。
- ③環境基準が定められていない公害の種類及び項目についても、その汚染等の状況が地域住民に及ぼす影響及びリスク評価等を踏まえ考慮する。

なお、既指定地域においては、計画期間が終了した際、環境の状況が十分かつ安定的に改善されたことをもって著しい公害が改善されたとみられるべきであるため、上記に基づき評価した上で、その評価点数の合計が原則7点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

また、環境基準の設定又は改定等があった場合は、必要に応じ、上記の「公害が著しい」かどうかに関する判断基準を見直すこととする。

＜下表の評価方法について＞

- ①「環境項目」ごとに「基準値」を超過した場合に「評価点」を加算する。このとき、複数地点で「基準値」を超過した場合であっても、新たな「評価点」の加算は行わない。ただし、地下水汚染、土壌汚染については、複数項目で「基準値」を超過した場合であっても「評価点」2として評価
- ②複数の「評価点」を有する「環境項目」については、「基準値」の超過状況に応じて一つの「評価点」のみ加算する。
- ③大気汚染の「SO₂、CO、SPM」の評価にあたっては長期的評価により判断する。

大気汚染		
環境項目	基準値	評価点
二酸化硫黄	環境基準	2
一酸化炭素	環境基準	2
浮遊粒子状物質	環境基準	2
二酸化窒素	環境基準	2
光化学オキシダント	注意報レベル	2
	環境基準	1
ベンゼン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域(地下水を含む)の水質汚濁(健康項目)		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水底の底質汚染		
環境項目	基準値	評価点
ダイオキシン類	環境基準	2

土壌汚染		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
有機燐	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
銅	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水質汚濁(生活環境項目)		
環境項目	基準値	評価点
河川BOD	環境基準	1
湖沼COD	環境基準	1
湖沼(全窒素・全燐)	環境基準	1
海域COD	環境基準	1
海域(全窒素・全燐)	環境基準	1

騒音・地盤沈下		
環境項目	基準値	評価点
自動車騒音	要請限度	2
	環境基準	1
新幹線騒音	環境基準	1
航空機騒音	環境基準	1
地盤沈下	2cm/年	1